

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公表番号】特表2009-523571(P2009-523571A)

【公表日】平成21年6月25日(2009.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2009-025

【出願番号】特願2008-551494(P2008-551494)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/58 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/58 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成23年2月25日(2011.2.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

隣接する下位関節面と結合するように第1の椎骨に取り付け可能な上位関節面と、前記上位関節面の前記第1の椎骨への取り付けとは独立して、隣接する上位関節面と結合するように前記第1の椎骨に取り付け可能な下位関節面とを含み、前記上位および下位関節面の少なくとも1つが、前記第1の椎骨に多軸調整可能に取り付け可能であることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記上位関節面が第1の上位補綴物に組み込まれ、前記下位関節面が第1の下位補綴物に組み込まれていることを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記上位関節面および下位関節面の両方が、前記第1の椎骨の右側および前記第1の椎骨の左側から選択された側に配置されるように構成されることを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記第1の上位補綴物および前記第1の下位補綴物を前記第1の椎骨に取り付けるために、前記第1の椎骨に埋め込み可能な固締部材をさらに含むことを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項5】

前記第1の上位補綴物および前記第1の下位補綴物の両方が、前記第1の椎骨に多軸調整可能に取り付け可能であることを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項6】

前記第1の上位および下位補綴物が椎骨に組み付けられるように構成され、前記第1の上位および下位補綴物の前記第1の椎骨への取り付けが完了する前に、前記第1の上位および下位補綴物の両方が前記第1の椎骨に対して単一の回転中心の周りで多軸回転可能であるようになっていることを特徴とする請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

前記第1の上位および下位補綴物がそれぞれ半球面を含む取り付け部分を含み、前記第1の上位および下位補綴物の半球面が前記単一の回転中心を提供するように互いに対し入れ子になる形状であることを特徴とする請求項6に記載のシステム。

【請求項 8】

前記第1の上位および下位補綴物の半球面の少なくとも1つが、前記取り付け部分が前記第1の椎骨に取り付けられると前記半球面の変形を容易にするように構成された特徴を含むことを特徴とする請求項7に記載のシステム。

【請求項 9】

第2の上位補綴物および第2の下位補綴物をさらに含み、前記第1および第2の上位および下位補綴物が協働して左側および右側の上位関節面ならびに左側および右側の下位関節面を前記第1の椎骨上に設けるように構成されることを特徴とする請求項2に記載のシステム。

【請求項 10】

前記第1の下位補綴物と前記第2の下位補綴物の間の相対動作を実質的に防ぐように、前記第1および前記第2の下位補綴物に取り付け可能なクロスリンクをさらに含むことを特徴とする請求項9に記載のシステム。

【請求項 11】

脊椎の第1の椎骨および第2の椎骨に取り付け可能であり、前記第1の椎骨と前記第2の椎骨の間の相対動作を実質的に防ぐ、第2の補綴物と、

前記第2の補綴物による前記第1の椎骨と前記第2の椎骨の間の相対動作の防止とは独立して、前記第1の椎骨に取り付け可能であり、前記脊椎の第3の椎骨上で第2の関節面と結合する形状の第1の関節面を含む第1の補綴物とを含むことを特徴とするシステム。

【請求項 12】

前記第2の補綴物の前記第1の椎骨への取り付けとは独立して、前記第1の補綴物が前記第1の椎骨にさらに取り付け可能であることを特徴とする請求項11に記載のシステム。

【請求項 13】

前記第1の補綴物および前記第2の補綴物を前記第1の椎骨に取り付けるように、前記第1の椎骨に埋め込み可能な固締部材をさらに含むことを特徴とする請求項11に記載のシステム。

【請求項 14】

前記第1の補綴物が前記第1の椎骨に多軸調整可能に取り付け可能であり、前記第2の補綴物が、

前記第1および第2の椎骨に取り付け可能に構成されたロッドと、

前記ロッドを受けるように構成されたヨークとを含み、前記ヨークが前記第1および第2の椎骨の1つに多軸調整可能に取り付け可能であることを特徴とする請求項13に記載のシステム。

【請求項 15】

前記ヨークが前記第1の椎骨に多軸調整可能に取り付け可能であることを特徴とする請求項14に記載のシステム。

【請求項 16】

前記第1および第2の補綴物の少なくとも1つが、前記第1の椎骨に多軸調整可能に取り付け可能であることを特徴とする請求項11に記載のシステム。

【請求項 17】

前記第1および第2の補綴物が前記第1の椎骨に組み付けられるように構成され、前記第1および第2の補綴物の前記第1の椎骨への取り付けが完了する前に、前記第1および第2の補綴物の両方が前記第1の椎骨に対して単一の回転中心の周りで多軸回転可能であるようになっていることを特徴とする請求項16に記載のシステム。

【請求項 18】

前記第1および第2の補綴物がそれぞれ半球面を含む取り付け部分を含み、前記第1および第2の補綴物の半球面が前記単一の回転中心を提供するように互いに対しても入れ子になる形状であることを特徴とする請求項17に記載のシステム。

【請求項 19】

前記第1および第2の補綴物の半球面の少なくとも1つが、前記取り付け部分が前記第1の椎骨に取り付けられると前記半球面の変形を容易にするように構成された特徴を含むことを特徴とする請求項18に記載のシステム。

【請求項20】

前記第2の補綴物と協働して前記第1の椎骨と前記第2の椎骨の間の相対動作を実質的に防ぐように前記第1および第2の椎骨に取り付け可能な第3の補綴物、および前記第2の補綴物と前記第3の補綴物の間の相対動作を実質的に防ぐように前記第2および第3の補綴物に取り付け可能なクロスリンクをさらに含むことを特徴とする請求項11に記載のシステム。